
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第46号（2015年 5月 17日）

外務省が異議申し立て対象文書を情報公開審査会に諮問 日韓国交正常化50年の今年、情報公開から関係改善へ

目次

- 1 経過報告
- 2－12 異議申立人意見書
- 13－19 外務省理由説明書
- 20 日韓つながり直しキャンペーンの呼びかけ

再請求分の不開示文書が情報公開審査会に諮問されました

私たちは、外務省が不開示または部分開示としていた文書の内、日韓の歴史清算上重要と思われる文書を再請求していました。一部の文書は裁判の進行に伴い開示または部分開示に変更になりましたが、なお不開示部分が存在していたため、その開示を求めて外務大臣宛てに異議申し立てを行いました。この度、外務省が対象文書を情報公開審査会に諮問し、異議申立人にも意見表明の機会が付与されましたので、2月17日付で審査会に異議申立人総代名で意見書を提出しました。

なお、外務省は私たちの異議申立書を歪曲し、諮問対象文書を不当に狭めています。この点についても、意見書で厳しく批判をしました（2頁以降をご覧ください）。

2015年最初の役員会・アーカイブス設立準備委員会を開催しました

4月4日の役員会では膨大な裁判資料の保管・活用、現在のホームページに代わる情報公開による歴史の検証に役立つポータルサイトの立ち上げについて議論しました。続いて開催された第2回アーカイブス設立準備委員会には、アドバイザーの内海愛子さん、金慶南さんにもご出席いただき、委託先の検討と並行して、その前提となる文書データや一覧の整理など実務的な作業を進めていくことを確認しました。

今年は日韓国交正常化から50年の節目の年です。当会も「日韓つながり直しキャンペーン」などと連携し、シンポや出版など積極的にその役割を果たしていきます。

2015年2月17日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

異議申立人総代 山本 直好

意見書

「平成27年（行情）諮問第8号 日韓会談に関する文書の一部開示決定に関する件」について、「平成27年1月26日付府情個第269号」に基づき、下記の通り、外務省の理由説明書に対する異議申立人の意見を述べる（本文中で引用、参照する資料は別に添付する）。

1 本件対象文書について

異議申立人らが2013年3月22日付けで異議申し立てを行った文書は93文書である。このうち、その後の変更決定により全部開示となった文書は24文書である。69文書が依然として不開示部分が存在するが、今回外務省が情報公開・個人情報審査会（以下、審査会）に諮問した文書は51文書に止まり、別紙1に記載した残りの18文書については外務省は審査会に諮問していない。

異議申立人らは当該18文書について異議申し立てを取り下げたわけでもなく、外務省が当該18文書について異議申し立てを却下した事実もない。ところが、外務省は理由説明書において、「異議申立人の主張は、原決定の不開示理由1のみに係るものであり」として、異議申立人らがその他の不開示理由について異議を申し立てていないと一方的に決めつけ、異議申し立ての範囲を不当に狭めている。仮に異議申し立て対象文書の原決定の不開示理由との関係で異議申立書の内容に不十分点があった場合は、異議申立人に対して補正命令をなすべきであるが、それさえもなされていない。一方、外務省は別紙2の通り、原決定の不開示理由が不開示理由1以外のみの文書についても今回の諮問対象としており、上記主張と明らかに矛盾している。

不開示理由2（個人情報）、不開示理由3（法人情報）であっても、30年を経過した外交文書は開示すべきというのが異議申立人の見解である。まして、本年が1965年の日韓条約締結から50周年であることから分かるように、大半の文書は作成時から50年以上が経過しており、社会通念上もそれらを不開示とする理由は存在しない。事実、「平成22年度（行情）答申第406号」において、審査会は個人情報、法人情報を一律不開示とすべきとは判断していない（資料1）。

開示不開示の審査は審査会が行うものであり、異議申し立て対象文書の一部を、外務省の判断で諮問対象から除外することは許されない。異議申立人は、現在においても当該18文書について異議申し立てを維持しており、速やかに外務省は審査会に諮問すべきである。

2 判決法理に見る情報公開審査のあり方（いわゆる「30年ルール」をめぐって）

（1）はじめに

本件日韓会談文書の情報公開については、すでに東京地裁（東京地方裁判所民事第2部平成24年10月11日判決 **資料2**）及び東京高裁（東京高等裁判所第8民事部平成26年7月25日判決 **資料3**）における情報公開不許可処分取消訴訟において、二つの先例となる判決が示されている。

これらの判決例は、判決を行った裁判所が不開示部分の内容を実際に検討することが認められていなかったこと、あくまで処分の違法性の有無を判断したという点で、異議申立手続とは必ずしも結論を同じにすべきものではない。しから、これらの裁判例は、不開示処分の違法性及びその不当性について、一定の判断基準を提供するものであり、異議申立手続の審査においても十分に参照されるべき内容である。

（2）東京地裁判決における情報公開審査のあり方

情報公開法5条3号（国の安全等情報）、同条4号（国の安全秩序維持情報）及び同条6号（事務事業情報）の不開示事由該当性についての審理・判断のあり方について、東京地裁判決は、以下のような枠組みを示している。

① 5条3号、4号情報について

5条3号、4号情報については、不開示情報が所定の事由に該当することの判断に加え、『おそれ』があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるかにつき、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、当該行政機関の長の判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるかを判断すべきであるが（東京地裁判決79頁）、

- ・「当該行政文書が作成された後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化についても、その考慮すべき要素になるものと解さざるを得ない」（同81頁）し、
- ・さらに、「条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上を経過している場合には、被告は、一般的又は典型的にみて当該行政文書に記録されている情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）又は公共安全秩序維持に関するもの（同条4号）にあたることと推認するに足りる事情として、同条3号又は4号の不開示情報にがいとうするとされる当該情報につき、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条3号又は4号にいう『おそれ』が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である。」（同83頁）。

② 5条6号情報について

5条6号の『『その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』』とは、①単に当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというだけでは足りず、当該事務又は事業の根拠規定や趣旨、その目的や種類、目的達成のための手法等に照らし、一般的典型的な意味における公益的な開示の必要性も比較衡量して、当該事務又は事業の『適正な』遂行に支障を及ぼすおそれがあることが必要であると解すべきであり、そうである以上、②ここである『支障』は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、また、③『おそれ』も、単

なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきである。」(同75～76頁)。

③ 訴訟における審理の制約を越えての外務大臣の再検討の必要性

「なお、前記2(1)イ(ウ)、(2)イ(ア)、(3)イ(ウ)で説示した本件核処分の問題点に鑑みて付言するに、本件核処分のうち前記2で的法とされたものの中には、処分行政庁である外務大臣において、情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約(当該情報の内容と本件各文書の一部開示部部の内容とを直接比較対照することができないこと)を越えて、当裁判所が前記2(1)イ(ウ)、(2)イ(ア)、(3)イ(ウ)で説示した観点、特に本件各文書の開示部分に記録されているものと同一の内容のもの等や前記2(1)イ(ウ)で指摘した類型のものにあたるかどうかという観点から再度検討すれば、さらにその全部又は一部を開示する余地のあるものもありうると思われる。したがって、外務大臣においては、本件核文書中の不開示部分について、上記の観点からの再検討を真摯かつ速やかに尽くしていくことが切に望まれるというべきである。」(同136頁)。

【参照】

・ 2(1)イ(ウ)

「そうであるとすれば、本件各文書のうち処分行政庁の開示決定がされた部分に記録されている情報と同一の内容のもの又はその情報の性質上同一のものと評価しうるものは、たとえ当該開示決定がされた行政文書以外のものに記録されている場合であっても、これらの情報の内容の同一性や開示の判断時期の同時性若しくは近接性等に照らし、特段の事情がない限り、当該情報が人の安全の確保に関するものにあたることを推認するに足りる事情を欠くものと言わざるを得ない。」(同90頁)。

・ 2(2)イ(ア)

「しかしながら、前提事実によれば、これらの情報は、いずれも昭和25年(1950年)頃から昭和40年(1965年)頃までの間に政府部内でされた審議、検討又は協議に関するものであるところ、当該審議等がなされてから本件各処分に至るまでの間に既に30年以上の期間が経過しており、当該審議等の対象となった日韓会談自体が昭和40年(1965年)の日韓基本条約等の締結により所期の目的を達するに至っていると認められる。また、上記のように当該審議等がなされてから本件各処分に至るまでの間に30年以上の期間が経過したことに鑑みれば、本件各処分の当時、当該審議等において発言をした者のほとんどが当時の公務員としての地位等を喪失しており、他方、日本政府又は日本政府関係者から当該審議等で評価の対象とされた事項のうち、韓国の政治体制は上記の間に大きく変化しているし、日韓会談当時の政府高官その他の韓国側担当官も、上述した日本政府関係者と同様、当時の地位等を喪失していたことを容易に推認することができる。

これらの諸点を総合すれば、被告が主張する本件各文書の不開示理由2にかかる不開示部分に記載されている情報は、これらの情報が公にされたとしても、一般的又は類型的に見て、本件各処分の当時、日韓会談に関して、韓国その他の外国や日本政府部外からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思

決定の中立性が損なわれたり、誤解や憶測に基づき韓国又は日本国民の間に混乱等を生じさせたり、また、韓国の国民一般に反日感情を呼び起こしたりするなどして、韓国との信頼関係が損なわれ又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあるということとはできない。」(同110～111頁)。

・ 2 (3) イ (ウ) (竹島問題に関する第三国の見解等)

「しかしながら、弁論の全趣旨によれば、第三国が日本側に当該具体的見解を示してから本件各処分に至るまでに既に30年以上経過しており、その間に日韓両国を含む国際情勢は刻々と変化を続け、当該具体的見解が示された当時と本件処分時とではその前提となった状況等が著しく変化しており、第三国の見解自体も変化している可能性が否定できないこと、前記(イ)で示したとおり、本件各文書の一部開示部分には外務省職員等が米国の政府関係者等から聴取するなどした情報が含まれていること等に照らすと、第三国と日本側との間で当該見解等の内容を一般に公開しないことを約束していたなどの事情がない限り、これらの情報を公にしたことにより、一般的又は類型的に見て、直ちに第三国との信頼関係を損なうものとは考えられず、また、日本政府が竹島問題についての韓国政府との交渉上不利益を被るものともいえないから、当該情報が国の安全等の確保に関する者にあたることを推認することはできないというべきである。」(同122～123頁)。

(3) 東京高裁判決における情報公開審査のあり方

情報公開法5条3号(国の安全等情報)及び同条4号(国の安全秩序維持情報)の不開示事由該当性についての審理・判断のあり方について、東京高裁判決は、以下のような枠組みを示している。

すなわち、東京高裁判決は、まず、同条3号及び4号の不開示事由について記された「相当な理由がある」と言えるかどうかの判断において、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲を超え又はその濫用が遭った者として違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない。」とする(東京高裁判決18頁)。そして出入国管理令や旅券法の対比検討を通じて、以下のように結論した。

情報公開法の「上記趣旨目的及び規定の構造に鑑みれば、不開示情報を定める同条3号及び4号が行政機関の長が上記各おそれがあると認めるにつき『相当な理由がある』という要件を付加した趣旨は、出入国管理令21条3項に基づく『在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由』があるかどうかを判断する場合のように行政庁に広汎な裁量をゆだねる趣旨ではなく、旅券法13条1項5号により旅券発給の申請者が『外務大臣において著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者』にあたるとして外務大臣が旅券の発給を拒否するかどうかを判断する場合のように放棄の目的に従って所定の権限を適法に行使すべき者としての限定を附する趣旨であると解するのが相当である。したがって、行政機関の長は、情報公開法5条3号、4号所定の不開示情報にあたりと判断して不開示処分をした場合において、当該不開示処分の取消訴訟が提起された時には、当該判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示すことを要するものと解するのが相当

である。」(同20頁)。したがって、「その判断は、外務大臣の判断がまったく事実の基礎を欠いているかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠いているかどうかなどに限定されるものではないと解するのが相当である。」(同21頁)。

そして具体的には、情報公開法5条3号、4号の判断においては、関係する諸事情を総合的に踏まえて、「おそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある」としたのである(同17～21頁)。それゆえ、同法5条3号、4号が定める不開示事由が認められるかどうかにおいては、外務省に広範な裁量権やその判断を尊重するなどの考慮は行うべきではなく、その判断に「合理的に判断する根拠」があるかどうかを、外務省の立証責任のもとに判断すべきであるとされる(同21頁)。

(4) 外務省自身の判断基準でもある「30年ルール」

なお、外務省の理由説明書は、この東京高裁判決を援用して、「作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際的慣習であると認められるに足りる証拠はない旨判示し」と述べるが、これはまったくの誤りである。東京高裁判決が「国際的慣習であると認めるに足りる証拠はな」としているのは、「30年経過した文書の不開示理由については行政機関側の立証責任を重くすべきである」という取扱いに対してであって、時間や社会情勢の変化を総合判断の事情として考慮すべきことは何ら否定していない(同330頁)。そして、30年経過という事情は、日本政府においても、公文書管理における条約その他の国際約束に関する文書の保存期間(公文書管理法施行令8条2項1項)として用いられている(資料4)。そして、時間や社会情勢の変化が不開示の判断において考慮されるべきことは、外務省自身が、「不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、『おそれ』が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。」とのべているところである(行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査基準I-6 資料5)

3 不開示とした部分について

(1) 財産請求権問題に関する資料について

外務省の理由説明書によれば、将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉において、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用したりするなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため」当該情報を不開示とした、と述べている。

しかし、以下の二点においてこうした主張は説得力を持たない。第一に、外務省が開示を拒んでいる日韓会談文書は、その作成から50年以上も経過した歴史文書であることである。この間に朝鮮半島をとりまく国際情勢、および日本、韓国、北朝鮮の国内情勢は、1950、60年代のそれとは大きく変わっている。例えば、日韓会談に大きな影響を与えていた東西冷戦体制は崩壊し、日本政府は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが、1995年の「村山談話」(資料6)以降は不当論へと変化している。したがって、50年以上も前に日韓会談当時に日本側の交渉の基礎となった情報や基本的な交渉方針が

開示されても、現実の交渉や信頼関係に与える影響はほとんど存在しないと言わなければならない。

第二に、周知のとおり、日朝双方は2002年9月の「日朝平壤宣言」(資料7)で国交正常化の方向性と枠組みには合意している。特に「過去の植民地支配」について「日朝平壤宣言」第二項では次のように記されている。

2 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫(わ)びの気持ちを表明した。／双方は、日本が朝鮮民主主義人民共和国に対して、国交正常化の後、〔中略〕無償資金協力、低利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、〔中略〕経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。／双方は、〔中略〕1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、〔中略〕これを具体的に協議することにした。

最初の文章では、日本政府は植民地支配・戦争を反省するという立場を表明している。第二、第三の文章では、「無償資金協力、低利の長期借款供与」などの「経済協力を実施」することによって、「1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則」にそって交渉すると述べている。

日韓国交正常化における財産請求権問題においても、日韓双方が提示した数字を精査していったそれをもとに金額を算出して決められたわけではない。その際、財産請求権の「法律関係」と「事実関係」が重要視されたわけだが、十分に立証できるものは限定的であり、しかも双方がそれに合意できないことが判明したため、「太平・金合意」によって「経済協力」という形で政治的に決められたのである。日朝交渉でもそうした日韓会談の経緯をふまえて「経済協力」で処理することに合意したものである。したがって、日本外務省が開示を拒んでいる財産請求権の査定額などが公開されたからといって、「不利益を被るおそれがある」とはとうてい考えられない。

また、外務省側の説明に相当する記録はその多くがすでに開示されている。たとえば文書134「日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録」160頁は不開示とされているが、2013年1月21日付で開示された「日韓関係想定問答(未定稿)」(資料8)70～71頁などで同様の内容がすでに開示されている。また、文書29「日韓政治折衝第2回会談記録」で不開示とされている会議の内容は、韓国側開示文書で明らかになっている(資料9)。そうした内容を含めてすべての資料を速やかに開示すべきであろう。

(2) 文化財問題について

外務省の理由説明書によれば、「文書54(284ページ、285ページ、288頁から290頁)には、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の交渉方針等が記載されている。将来の北朝鮮との日朝国交正常化交渉においても、文化財問題が重要な論点となり得るところ〔中略〕当該情報は、公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため」不開示とした、と述べている。

これも、以下の理由から外務省側の主張は説得力を持たない。上記（１）の財産請求権問題に関する資料と同様に、外務省が開示を拒んでいる日韓会談文書は、その作成から５０年以上も経過した歴史文書である。とりわけ、日本政府の立場は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが、１９９５年の「村山談話」以降は不当論へと大きく変化していることが重要である。

もし、外務省が開示を拒否している該当文書に記載されている日本政府の交渉方針等が植民地支配正当論の立場に立つものであれば、それらの文書をすべて公開したうえで、今日の日本政府の立場は植民地支配不当論の立場にあることを述べればよいだけのことである。今日の日本政府がすべきことは、植民地支配不当論の立場に立っているのだから、植民地支配下に日本に持ち込まれた朝鮮半島由来の国有文化財については、それらがどのように日本にもたらされたのか、その真実を究明する作業を行なわなければならない。その作業に基づいて、掠奪や盗掘など不正な方法により日本にもたらされたものと判明した場合には、韓国側に返還する必要がある。私有文化財についても、それがもたらされた経緯はたいへん複雑だと考えられるが、国有文化財と同様に、不正な方法により日本にもたらされたものと判明した場合には返還する必要があるだろう。

文化財関連の非開示資料には、文化財の所在や目録の内容も含まれている。外交交渉の要点は文化財返還の正当性の有無と返還方法であって、文化財の目録や所在の内容ではないはずである。外務省側は目録や所在の内容をすみやかに開示すべきである。

また、これら文化財の一部の目録や所在はすでに日本側で公開されている。文化財返還問題で常に話題となる小倉コレクションは、朝鮮で事業を営んでいた小倉武之助氏が蒐集した膨大な朝鮮の考古・美術品のコレクションであり、その一部が日本に搬送され重要文化財等にも指定されている。寄贈を受けた東京国立博物館では、「寄贈 小倉コレクション目録」（資料１０）を出版し、ホームページでも「名品ギャラリー」において写真と共に紹介している（資料１１）。また、同様に文化庁も「国指定文化財等データベース」で重要文化財に指定されている小倉コレクションを紹介している（資料１２）。

（３）日韓間の懸案をめぐる日本政府の「対抗措置に関する情報」について

外務省の理由説明書によれば、文書７３（２４５頁）、文書１２８（１０４、１０５頁）には、「日韓間の懸案めぐり、わが国の韓国側に採り得るとされた具体的な対抗措置に関する情報が記載」されており、「当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため」不開示とした、と主張する。

この主張も以下の理由から説得的ではない。上記（１）の財産請求権問題に関する資料と同様に、外務省が開示を拒んでいる日韓会談文書は、その作成から５０年以上も経過した歴史文書である。とりわけ、日本政府の立場は日韓会談当時には植民地支配正当論に立っていたが、１９９５年の「村山談話」以降は不当論へと大きく変化していることが重要である。

また、文書７３「アジア局主要懸案処理日報抜粋」の不開示部分直前に「１２月２２日情報文化局より「密入国朝鮮人問題について」の記事資料」と記載されている記事資料については、外務省が開示した「外務省発表集 第十号 および 公表 資料集 第八号（合冊）」に掲載されており、すでに明らかになっている（資料１３）。そもそも、密入国問

題が現在においても日韓間の懸案事項であるとする理由が全く理解できない。

もし、外務省が開示を拒否している該当文書に記載されている日本政府の交渉方針等が植民地支配正当論の立場に立つものであれば、それらの文書をすべて公開したうえで、今日の日本政府の立場は植民地支配不当論の立場にあることを述べればよいだけのことである。

（４）日韓間の懸案をめぐる日本政府内部の「率直な見解」について

外務省の理由説明書によれば、文書２８（４２ページ、４３ページ）、文書１１２には、「日韓間の懸案をめぐる日本政府内部の率直な見解が記載されており、その内容は、現在においても韓国側の感情を害するなどして、韓国との関係に悪影響を与える可能性が否定できないところ、当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため」、不開示とした、と述べている。

この主張も、以下の理由から説得的ではない。２０１２年の追加開示において、日韓国交正常化交渉の第３回会談で久保田貫一郎代表が韓国側を非難する新たな発言が出て来てそれが新聞で報道されたが（資料１４）、韓国での反発は起こらなかった。それどころか韓国側では、日本側の日韓会談文書が徐々に公開されつつある状況を肯定的に見てきたと言える。仮に多少の反発や批判があったとしても、今日の日本政府の立場は「村山談話」にあることを述べ、二度とそのようなことはありえないと言えは済むことである。

（５）竹島問題について

外務省の理由説明書によると、文書２６（７頁、２８ページ、２９ページ）、文書２９、文書５６、文書７３（１１１ページ、１１２頁）、文書８５、文書１０７（７頁）には竹島問題に関する日本政府の交渉方針・見解、他国とのやり取りの内容などが記載されており、公にすることにより韓国との交渉上不利益を被るおそれや韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとする。

しかし、現在までに上記の説明に相当する記録はすでに開示されている。例えば、２０１３年に開示された「日韓会談議題の問題点」（資料１５）６９頁には、竹島について「アシカの数が減少した現在経済的にはあまり大きな意義を有しない」とする記録がある。

また、２０１３年に開示された「大平外相・金部長会談（第２回）」（資料１６）２４ページには、１９６２年１１月１２日の第２次大平・金会談における大平外相の発言要旨として、竹島問題の国際司法裁判所への提訴について、「領土紛争などに関するこの種の裁判の先例でも明らかなとおり、提訴から判決まで少なくとも２年内外はかかるので、竹島に関する判決が下るのも国交正常化後相当期間経過したからとなるわけであり、差し当たり双方の国民感情を刺激するおそれはないという事実を了解せられたい」という記録がある。これらはいずれも日本側の竹島領有権主張にとって「不利」な情報であるにもかかわらず開示され、そのことにより韓国との交渉上不利益を被ることもなかった。

そもそも、竹島問題は領有の歴史的経緯および国際法の問題が重要なのである。日韓国交正常化によりこの問題がいったん棚上げにされるかたちで処理されたことは周知の事実である。このことを踏まえると、当該文書の記録が開示されたとしても、それが日本の竹島領有権主張を覆すような情報でない限り、韓国との交渉上不利益になることも、まして

や韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあるといえない。もし、そのようなおそれがあるのであれば、より詳細な説明が必要であるが、他の情報と同様に、その説明は外交文書30年公開原則の例外として認められるに足るものでなければならない。

(6) 李東元外相と昭和天皇との会話について

外務省の理由説明書によると、文書35(133頁株、134ページ及び135頁上部)には李東元外相と昭和天皇との会話に記載されている。外務省は会話内容の詳細を非公表とすることが慣行であるという理由で、これが公にされると他国との信頼関係が損なわれると主張する。

しかし、この不開示情報についてはすでに本会が指摘しているとおり、李東元(崔雲祥監訳)『韓日条約締結秘話』(PHP研究所、1997年 資料17)120～126頁に具体的な会話内容が公にされているのであり、上記の「慣行」を盾に不開示を主張する理由はすでに消滅したと言える。この記録が公にされたとしても、「天皇が受ける外国要人の謁見の際の会話内容の詳細」のすべてが開示されるべきであるという主張も成り立つはずはなく、他国との信頼関係が損なわれることはない。

4 結語

1において触れたように、本年は日韓国交正常化から50周年にあたる。情報公開法第1条は「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定めるが、日韓の次の50年をよりよいものとするため、そして日朝国交正常化を実現するためには、日韓国交正常化に至る過程、そして、その後の50年がきちんと検証されなければそれは困難である。過去の誤りや不十分点もつまびらかにし、「国民の的確な理解と批判の下」で次の日韓関係、日朝関係を築いていかなければならない。情報公開制度の存在意義と役割もそこにある。

別紙1

異議申し立て対象文書のうち、変更決定後も不開示部分が存在する文書であって外務省が諮問対象文書から除外した文書一覧

- 文書番号20 日韓国交正常化交渉の記録.総説七
- 文書番号21 自民党8議員及び伊関局長の訪韓関係会談記録
- 文書番号23 日韓会談重要資料集(続)
- 文書番号27 大野次官、金裕沢大使との会談
- 文書番号37 日韓予備交渉(第31～40回会合)
- 文書番号41 第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談

文書番号 4 7 在外財産と渉外債務
文書番号 7 8 アジア局重要懸案処理月報（36 年）
文書番号 8 9 対韓経済協力
文書番号 9 4 対韓経済協力試案
文書番号 1 0 2 韓国に対する借款供与
文書番号 1 1 3 日韓条約及び諸協定関係対米折衝（各種会談：昭和 36 年）
文書番号 1 1 4 池田総理・ライシャワー大使会談
文書番号 1 1 5 日韓関係に関する在京米大使館の内話
文書番号 1 2 0 在京米大使館からの情報
文書番号 1 2 2 金中央情報部長訪米
文書番号 1 3 2 雑資料
文書番号 1 3 6 日韓国交正常化交渉の記録 総説四

別紙 2

外務省が諮問対象とした文書のうち、不開示理由 1 以外の不開示理由のみの文書一覧とその不開示理由

文書番号 4 請求権問題点討議用試案 不開示理由 4
文書番号 2 8 日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針 不開示理由 5
文書番号 4 6 請求権についての法律問題 不開示理由 5
文書番号 1 1 2 日韓会談今後の進め方 不開示理由 2、5
文書番号 1 2 8 日韓交渉関係法律問題調書集 不開示理由 4

添付資料一覧

- 資料 1 答申書「事件名：朝鮮人の在日資産調査報告書綴の一部開示決定に関する件」
(答申番号：平成 22 年度(行情) 答申第 406 号 諮問番号：平成 21 年(行情) 諮問第 557 号)
- 資料 2 東京地方裁判所民事第 2 部平成 24 年 10 月 11 日判決(本文 写)
- 資料 3 東京高等裁判所第 8 民事部平成 26 年 7 月 25 日判決(本文 写)
- 資料 4 外務省行政文書管理規則 別表第 1 行政文書の保存期間
(出典 外務省ホームページ)
- 資料 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に関する審査
基準 I. 情報公開法第五条(開示／不開示に係る基本的考え方)
(出典 外務省ホームページ)
- 資料 6 「戦後 50 周年の終戦記念日にあたって」(いわゆる村山談話)
(出典 外務省ホームページ)
- 資料 7 日朝平壤宣言(出典 外務省ホームページ)
- 資料 8 日本側開示文書「日韓関係想定問答(未定稿)」(1962 年 2 月 26 日 理財
局外債課) 抜粋
- 資料 9 韓国側開示文書 733「第 6 次韓・日会談、第 1 次政治会談、東京、1962.3.12-17
全 2 巻(V.2 崔徳新-小坂外相会談、1962.3.12-17)抜粋(日本語訳付)
- 資料 10 「寄贈 小倉コレクション目録」(1962 年 3 月 1 日発行 東京国立博物館
印刷 便利堂)
- 資料 11 小倉コレクション東京国立博物館収蔵品(東京国立博物館ホームページ「名品
ギャラリー」)
http://www.tnm.jp/modules/r_collection/?controller=top
- 資料 12 小倉コレクション(文化庁国指定文化財等データベース)
http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.asp
- 資料 13 「外務省発表集 第十号 および 公表 資料集 第八号(合冊)」(1960
年 2 月外務省情報文化局発行) 抜粋
- 資料 14 2013 年 6 月 13 日付朝日新聞
- 資料 15 日本側開示文書「日韓会談議題の問題点」 抜粋
- 資料 16 日本側開示文書「大平外相・金部長会談(第 2 回)」 抜粋
- 資料 17 李東元著、崔雲祥訳「韓日条約締結秘話- ある二人の外交官の運命的出会い」
(1997 年 12 月 30 日 PHP 研究所発行) 抜粋

理由説明書 (2012-00376)

外 務 省

(経緯)

当省は、異議申立人が平成24年6月21日付けで行った開示請求「日韓会談に関する別紙一覧に記載する文書」に対し、相当の部分として文書1件を特定の上、全部開示とする決定を行い（平成24年8月20日付け情報公開第01730号）、さらに、文書135件を特定の上、42件を全部開示、88件を部分開示、5件を全部不開示とする決定を行った（平成25年1月21日付け情報公開第00106号、以下「原決定」という。）。また、その後、原決定の一部を変更した（平成25年1月25日付け情報公開第00135号、以下「変更決定1」という。）。

これに対し、異議申立人は、平成25年3月22日付けで原決定及び変更決定1の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

平成26年4月2日、当省は、原決定及び変更決定1をさらに変更し、23件について全部開示、36件について不開示部分の一部を追加開示する決定を行った（平成26年4月2日付け情報公開第00809号、以下「変更決定2」という。）。その後、さらに1件について全部開示、1件について不開示部分の一部を追加開示する決定を行った（平成26年8月22日付け情報公開第01758号、以下「変更決定3」という。）。

(理由)

1 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、日韓国交正常化交渉における各種会談等の記録、日本側対処方針、その他内部検討用資料等の別紙の51文書である。

なお、異議申立人は、原決定及び変更決定1を本件異議申立ての対象としているが、異議申立人の主張は、原決定の不開示理由1のみに係るものであり、また、変更決定1は、原決定の不開示理由3に係る不開示範囲の修正を行ったものであるところ、本件対象文書となるのは、原決定の対象文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分を含む文書である。また、本件異議申立てが提起された後に、変更決定2及び変更決定3により追加開示した部分については異議申立てを行う実益はなく、2以下では主張しない。

2 不開示とした部分について

(1) 本件対象文書のうち、下記(2)から(7)以外の文書には、日韓国交正常化交渉における財産・請求権問題に関する我が国の内部検討、対処方針、試算額及びその他参考資料等が記載されている。将来の北朝鮮との日韓国交正常化交渉においては、財産・請求権問題が主要な論点になることが予想され、北朝鮮としては、過去に我が国が韓国との交渉において検討していた交渉方針等に多大な関心を持つのは当然であるところ、当該情報は、公にすることにより、北朝鮮が我が国の交渉方針等を把握・推測したり、北朝鮮が当該情報を交渉材料として利用したりするなどして、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため、情報公開法（以下「法」という。）5条3号に基づき不開示とした。

(2) 文書54（284頁、285頁、288頁から290頁）には、日韓国交正常化交渉における文化財問題に関する我が国の交渉方針等が記載されている。将来の北朝鮮との日韓国交正常化交渉においても、文化財問題が重要な論点となり得るところ、北朝鮮が、近時においても、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財の返還を強く主張していること等も踏まえれば、当該情報は、公にすることにより、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

- (3) 文書73(245頁)、文書128(104頁、105頁)には、日韓間の懸案をめぐり、我が国が韓国側に採り得るとされた具体的な対抗措置に関する情報が記載されている。韓国は我が国にとって最も重要な隣国である同時に、両国間には現在も様々な懸案事項が存在しており、韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるところ、日韓国交正常化当時に想定されたものであっても、当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。
- (4) 文書26(7頁、28頁、29頁)、文書29、文書56、文書73(111頁、112頁)、文書85、文書107(7頁)、には、竹島問題に関する我が国の交渉方針・見解、他国とのやりとりの内容等が記載されている。竹島問題は日韓両国が高い関心を有する未解決の領土問題であり、現在、韓国が竹島の不法占拠を続けている中で、我が国が問題解決に向けて粘り強い外交努力を行っていることを踏まえれば、当該情報は、公にすることにより、韓国との交渉上不利益を被るおそれや韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。
- (5) 文書28(42頁、43頁)、文書112には、日韓間の懸案をめぐり我が国政府部内の率直な見解が記載されており、その内容は、現在においても韓国側の感情を害するなどして、韓国との関係に悪影響を与える可能性が否定できないところ、当該情報は、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。
- (6) 文書73(179頁から186頁)には、特殊な身分(例えば、外交関係者など)を有する者の犯罪容疑に係る対処方針の検討状況等が記載されている。かかる記述は、現在及び将来においてもなお妥当しうるものであり、当該情報が公になれば、同種の事案が発生した場合に想定される特殊な身分を有する者の扱いをめぐり交渉において、当事国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に基づき不開示とした。

また、当該情報は、同種の事案に対する対処方針等を示唆するものであり、かかる特殊な身分を有する者に悪用される可能性も否定できないところ、公にすることにより、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（法5条5号）、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（法5条6号）も存在する。

- (7) 文書35（133頁下部、134頁及び135頁上部）には、李東元韓国外務部長官（当時）が来日し、昭和天皇に拝謁した際の具体的なやり取りが記載されている。当該情報は、公にする慣行のない個人の情報であり、また、天皇が受ける外国要人の謁見の際の会話内容の詳細は非公表とすることが、皇室の外国要人との交際の場面における我が国の慣行として国際的にも認識されていることから、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条1号及び3号に基づき不開示とした。

3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、交渉が終結してから半世紀以上が経過しているにもかかわらず、不開示部分が多すぎる旨主張する。

しかしながら、当省は、本件対象文書の内容を改めて精査し、上記1のとおり追加開示できる部分は開示することとした上で、「時の経過」を経ても、なお不開示とする理由があると判断したのであり、かかる異議申立人の主張には理由がない。

なお、平成26年7月25日東京高等裁判所第8民事部「文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件（平成24年（行コ）第412号）及び「文書一部不開示決定処分取消等請求附帯控訴事件（平成25年（行コ）第231号）」判決（以下「控訴審判決」という。）では、本件対象文書で不開示を維持している部分と同一の不開示部分について、現在においても法5条3号あるいは4号所定の法定不開示情報に該当する旨判示している。

- (2) 異議申立人は、いわゆる「30年ルール」を適用した「10. 11

判決」の内容が十分考慮されていない旨主張する。

しかしながら、上述の「控訴審判決」では、作成後30年を経過した公文書は原則として公開されるべきとのルールが国際的慣習であると認められるに足りる証拠はない旨判示しており、第一審判決に依拠した異議申立人のかかる主張には理由がない。

(3) 異議申立人は、韓国では本件文書に対応する外交文書が既に公開されている旨主張する。

しかしながら、韓国側が公開した文書は、あくまで韓国側が作成・取得した文書であり、我が国としてその内容の真正性・信頼性を何ら認めたものではない。北朝鮮との交渉を考えた場合、仮に韓国側文書の記述と我が国文書の記述の内容が類似ないし一致していたとしても、北朝鮮側にとっての利用価値は異なり、我が国の交渉上の不利益が生じる蓋然性は同一ではない。したがって、我が国から韓国側に手交した資料がそのまま公開されているような場合は格別、韓国側が作成した交渉記録中に、我が国の内部文書と類似ないし一致する記述が含まれていることのみをもって、その内部文書を開示すべきということにはならず、かかる異議申立人の主張には理由がない。

なお、異議申立人は、韓国側文書と本件対象文書が類似ないし一致していると思われる点について、何ら具体的な主張を行っておらず、個別の文書についての反論は困難である。

2. 結論

上記の論拠に基づき、当省としては、原決定を維持することが適当であると判断する。

以 上

(別紙)

文書 4	請求権問題点討議用試案
文書 6	日本側対韓請求権
文書 7	韓国に対する債務
文書 8	韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定
文書 9	在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権
文書 13	第 5 次日韓全面会談の一般請求権小委員会会合(第 11 回)
文書 14	第 5 次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合 (第 12 回)
文書 22	日韓会談重要資料集
文書 26	日韓予備交渉第 2 1 - 2 5 回会合記録
文書 28	日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針
文書 29	日韓政治折衝第 2 回会談記録
文書 35	日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁船問題合意事 項イニシヤアル)
文書 42	一般請求権小委員会臨時小委員会会合(第 1 ~ 4 回)
文書 43	一般請求権徴用者関係専門委員会会合(第 1 ~ 4 回)
文書 46	請求権についての法律問題
文書 50	日韓請求権の計数的比較
文書 51	韓国の対日請求権の内容
文書 52	韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)
文書 54	日韓国交正常化交渉の記録 総説十二
文書 56	日韓会談諸懸案の現状
文書 57	韓国請求権検討参考資料
文書 58	請求権に関する一般的問題点
文書 60	日韓請求権問題
文書 61	第 5 次日韓会談
文書 62	日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会
文書 63	日韓請求権解決方策について

- 文書 65 韓国の対日請求権について
- 文書 67 韓国の対日請求権について
- 文書 69 一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について
- 文書 71 韓国側請求金額と日本側主張
- 文書 73 アジア局主要懸案処理日報抜粋
- 文書 81 韓国の対日賠償要求について
- 文書 85 日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話
- 文書 87 日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点、試算額
- 文書 91 請求権問題解決案
- 文書 95 韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違
- 文書 96 一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議
- 文書 97 日・韓請求金額の査定
- 文書 100 韓国請求献金額の査定
- 文書 101 韓国請求献金額の査定
- 文書 103 日韓請求権問題の処理方式
- 文書 105 韓国の対日請求権 8 項のうち第 1 項より第 5 項までに対する日本側査定の説明
- 文書 107 日韓会談における請求権問題の解決方針
- 文書 111 対韓焦付債務の処理方法
- 文書 112 日韓会談今後の進め方
- 文書 127 韓国提案基本関係条約案
- 文書 128 日韓交渉関係法律問題調書集
- 文書 130 日韓請求権処理の問題点
- 文書 133 日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲
- 文書 134 日韓会談における韓国の対日請求 8 項目に関する討議記録
- 文書 135 日韓国交正常化交渉の記録 総説三

日韓つながり直し 1965⇒2015 日韓条約50年 過去清算でつながろう！

日時 | 2015年6月20日(土) 10:00~21:00 会場 | 在日本韓国YMCA スペースY

集会 開場 10:00 / 開会 10:30

開会あいさつ(10:30~) 日本代表(日韓つながり直しキャンペーン2015 共同代表)

被害者証言(映像上映)『私を記憶せよ』(仮)

特別報告①「高校無償化」からの朝鮮学校排除に反対する連絡会

②群馬・「記憶 反省 そして友好」の追悼碑を守る会

昼食休憩(11:45~)

日韓闘争の証言(12:45~)(映像上映)『1965年—あの時代、あの闘い…』(仮)

シンポジウム(13:20~) 検証! 日韓条約・請求権協定—「1965年体制」はもう終わりだ!

パネリスト | 太田修さん(同志社大学教授) 金昌禄さん(韓国・慶北大学教授)

阿部浩己さん(神奈川大学教授) 五味洋治さん(東京新聞編集委員)

金丞垠さん(民族問題研究所研究員)

進行 | 庵道由香さん(立命館大学教授)

日韓市民共同宣言+ユース・フォーラム報告(16:00~)

閉会あいさつ(16:20~) 韓国代表(韓日市民宣言実践協議会代表)

コンサート開場 18:00 開演 18:30

朴保さん SONGI(周誠紀)さん

チケット

集会チケット◎1000円 コンサートチケット◎2000円

集会・コンサート通しチケット◎2500円

「日韓つながり直しキャンペーン2015」へ、賛同をよろしくお願いいたします。

郵便振替口座: 00290-8-51639 口座名義: 日韓つながり直し

問い合わせ先

E-mail: nikkan2015@gmail.com 090-2466-5184(矢野) 090-6015-6820(野平)

新宿区高田馬場3-13-1-B1 ピースボート事務局気付

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付 TEL: 090-9204-7607 FAX: 03-5241-9906

E-mail: nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>